

駒ヶ根市多言語通訳ボランティア派遣事業

1.目的

駒ヶ根市内で生活をする上で日本語での意思疎通を図ることに支障がある者に対して、行政機関等にて行われる手続き、相談又は面談が的確な意思の伝達に基づいて行われるように、多言語の通訳ボランティアを派遣する。

2.支援内容

市内の行政機関等から依頼があった場合に、行政機関等での手続きや面談に通訳ボランティアを派遣することができる。但し、医療など専門的な知識を要するものは対象としない。なお、原則として1回2時間以内とする。

3.派遣先

市が所管する施設とする。

市役所、支所、市営住宅、小・中学校、保育園・幼稚園、子育て支援室、児童館、社会教育施設、福祉施設、その他市の業務に係る訪問先 等

4.事業の流れ

①通訳ボランティアの募集及び登録	年間通して受付
②市内行政機関等の担当者から依頼受付	原則当日の3日前まで
③登録通訳ボランティアに通訳依頼	前日までに派遣の可否を連絡
④当日現地にて対応	1回2時間以内
⑤通訳ボランティアから活動報告	内容・対応時間など
⑥通訳ボランティアに謝礼の支払い	別に定める単価に基づく

5.費用

相談者 無料、ボランティア 1,500 円/時間（交通費込み）

6.通訳ボランティア

①条件

2か国語以上（日本語含む）の言語で日常会話及び読み書きができ、18歳以上で事前に登録を行った方

②登録方法

所定の登録申請書を持参・郵送またはメールにて提出し、担当課にて審査のうえ登録の可否を決定。

③その他

- ・通訳ボランティア派遣中に発生する事故等の補償に対応するため、あらかじめボランティア保険に加入する。
- ・通訳ボランティアは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。